

高齢者虐待防止指針

はさまデイサービスセンター

令和7年8月28日作成

はさまデイサービスセンター

高齢者虐待防止指針

「当施設では、施設全体での取り組みを通じて、高齢者虐待の防止が達成出来る様に組織的な対策を行い、ケアの質向上を目指し、安心して日常生活が送れるように支援する」

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

「高齢者虐待防止法」に定められている高齢者虐待の定義 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行を加える事。

② 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させる様な著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る事。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をする事又は高齢者をしてわいせつな行為をさせる事。

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分する事その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 所長（一般型通所介護・認知証対応型通所介護）
- ・ 事務職員
- ・ 生活相談員
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ リハビリ職員（理学療法士）
- ・ 調理員
- ＊ 責任者は所長とし、委員会などの運営上の委員長は別におく
- ＊ 高齢者虐待防止における担当者は、虐待防止委員会の委員長とする。

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

- ・ 定期開催：月一回開催します。
- ・ 臨時開催(必要時)：多職種の意見交換など必要ではあるが、虐待事案発生時等の早急な虐待防止の検討が必要な場合は討議(参加)できる委員で会議を行うことにする

④ 高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、「石川 真紀」、「佐々木 幸」の2名とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年 2 回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

設置目的

- ・施設内での虐待防止にむけて現状の把握及び防止に向けた検討と実施
- ・高齢者虐待の定義に沿った事例の検討と手続き
- ・通報義務・公益通報義務を明確化する
- ・虐待防止にむけた職員全体へ指導と教育を実施する

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

高齢者虐待の早期発見等及び虐待に係る通報等

高齢者福祉に業務上関係のある者は高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。又、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

(SG グループ 虐待防止・対応マニュアル参照)

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
相談窓口は、選任にて定められた高齢者虐待防止担当者となります。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

- ・ 権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。
- ・ 指針改訂は、年 1 回虐待防止委員会で指針の確認を行う。また、S Gグループ 虐待防止・対応マニュアルを基に高齢者虐待防止に向けた取り組みを行い、変更時に見直しを行うこととする。
- ・ 虐待の芽チェックリストの活用
虐待の発見にあたっては、顕在化した虐待のみならず、潜在している虐待の存在にも留意し、日頃から高齢者の言葉や行動に注意を払う必要があります。また、高齢者虐待防止のためには、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。不適切なケアの段階で見つけ出し、将来の虐待の芽を摘むような取り組みを目的に、虐待の芽や不適切なケアを自己チェックし、高齢者虐待の防止につなげます。無記名で年 2 回（9 月・3 月）実施・回収し集計・分析します。

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽や不適切なケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

【自分】・【所属部署】それぞれに対し、あてはまる欄に○印を付けて下さい。

チェック項目	【自分】		【所属部署】
1.利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
2.利用者に対して、アセスメント・通所介護計画書に基づかず、あだ名、○○ちゃん付け、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
3.利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「○○して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
4.利用者へ声掛けなしで介助したり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5.利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6.利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
7.利用者に必要な日用品（眼鏡、義歯、補聴器など）や道具（化粧道具・櫛など）が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？	している	していない	—
8.利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9.食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10.利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11.利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12.プライバシーへの配慮に欠けたケア（排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど）をしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
13.利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない	見たことがある
14.他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていますか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で)該当する人がいる
15.他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？	ある	ない	—